

洲本市地域計画 作成マニュアル

【地域みんなで作成しよう】



洲本市産業振興部農政課

問い合わせ先 ☎ 0799-24-7638

目次

集落の未来設計図「地域計画」とは？	2
-------------------------	---

地域計画作成手順	3
----------------	---

地域計画作成のスケジュール	6
---------------------	---

法改正に伴い制度が大きく変わります！	7
--------------------------	---

地域計画に関する Q & A	9
----------------------	---

計画書記載例	10
--------------	----

集落の未来設計図 「地域計画」とは？

近年、高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地が増加し、農地が適切に利用されなくなることが懸念され、農地を集約化していくことが全国的な課題となっています。

今回、農業経営基盤強化促進法という法律が改正されたことに伴い、集落や一定の農業上の利用が行われる区域において、「地域計画」を作成することが国の法律によって定められました。

1. 地域計画を作成する理由

これまで地域の皆様のご努力で守り続けてきた農地を、次の世代に引き継いでいくため、現状、課題を見つめ直し、地域で立てた目標を達成するための取組みが国から求められています。その取組みの指針となる計画作成を、地域が一体となって進めるものです。

2. 地域計画を作るメリット

- 10年後の地域内の個々の農地を「誰が耕作するのか」の見える化
- 地域内で進む農業の方向(何を、どんな栽培方法で)の確定
- 10年後の集落を担う世代等との意見交換の場、潜在的な担い手の掘り起こし
- 地域計画を策定した地域では、一定の条件を満たす担い手への補助金メニューの拡充(予定)などが想定されている。

3. 地域計画を作るとは、具体的に何をすればいいの？

地域計画は、地域の農地を適切に利用できるように、地域の皆さんで話し合いを重ねて、

現在の農地利用の状況を図示した「現況地図」

→現在の耕作者について、図示(着色)するもの。

10年後の農地利用の姿を示した「目標地図」(1筆ごとに耕作者を設定)

→集落内において、将来の耕作者をイメージするための地図。

将来その農地を担うであろう耕作者を想定し、図示するもの。

地域農業の将来の在り方の計画

→地域農業の現状及び課題、地域における農業の将来の在り方、地域内の農業を担う者の氏名等を記載する計画。

を作成します。

地域計画作成手順

最初から完璧な計画ではなく、作成後、随時見直しを図りながら、より良いものに近づけていくことが重要です(計画の管理、更新が大切)。

① 地域計画を進める上での体制作り

集落内において、地域計画を作成していく上での体制(組織)作りを進めます。
集落内においての連絡先が決まれば、書面(資料1)にて報告をお願いいたします。

② アンケート調査の実施 (資料2参照)

農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、地域農業の課題が増えています。その中で、集落内の農家がどのような課題を抱えており、今後どのようにすべきと考えているかを把握するための調査を実施します。

また、本アンケートを実施することで、各農家が地域計画に参加する意向であるか否かの確認を行うことができます。

アンケート用紙(農家用アンケート、パンフレット、Q&Aの3点セット)の配布、回収(農家用アンケート)は集落で行っていただき、赤枠内の「1、意向調査」については地域の代表者が集計し、それ以外の集計は市で行います。

※農家用アンケートの赤枠内の集計結果は、集落用意向調査の赤枠内に記入してください。

③ 地域計画作成にあたっての意向調査の回答 (資料3参照)

地域計画作成にあたっての意向調査について(集落用)を回答いただきます。

集落内での話し合いをもとにご記入いただいたり、②で実施したアンケート調査の赤枠部分の結果を参考に回答いただければと思います。

②のアンケート用紙の回収、③の意向調査が出来上がれば、市農政課に提出をお願いします。

その後、④以降の手順で、地図作成、計画書を作成いただきますが、上記のアンケート用紙、意向調査の提出があり、地域計画の作成の見通しが立つとの意向を示した集落に対して、現況地図、白地図、色塗り用の筆記用具をお渡しします。

※提出が一時期に重なると、市側での地図の準備やアンケートの集計に時間がかかる場合がございます。なるべく余裕をもった提出を心掛けていただき、当初からその旨をご理解いただいた上でのスケジュールの把握をお願いいたします。

④ 現況地図の作成

現況地図とは、現在の耕作者が誰であるか(作成時点)を図示(着色)するものです。
現況地図を作成することにより、集落の農地の現状把握を行います。

最終的には、目標地図(1筆ごとに耕作者を設定したもの)を作成することが目的です。

※現況地図においては、提出を求めるものではありません。あくまでも、⑥に示す目標地図を作成するための素材として作成いただくものです。

現況地図の素案(地番及び耕作者が入ったもの)は市からお送りいたしますが、場所の相違など精度は高いものではありません。

お送りした現況地図をご確認いただき、目標地図を作成する際の素材として十分だと判断される場合は、そのまま現況地図としてお使いください。

一方で、お送りした現況地図の情報では不十分であり、目標地図を作成するためには、一度精度の高い現況地図を作成することが必要であると判断された場合は、下記の作成要領の例を参考にするなど、集落で作成をお願いいたします。

※他事業(多面的機能支払いや中山間地域等直接支払制度等)の図面を現況地図として使用することも可能です。

【作成要領の例】

用意した1枚目の白地図に、耕作者の分類ごとに分けた下記の色で着色し、着色した部分に、⑤で作成する耕作者名簿内にて農家ごとに設定された、通し番号を記入してください。

- 青色・・・規模拡大志向の農業者の農地
- 黄色・・・現状維持志向の農業者の農地
- 赤色・・・規模縮小志向の農業者の農地
- 茶色・・・現段階では、将来的に担う者が不明、検討中の農地(※茶色は通番号の記入不要)
- 無着色(白色)・・・現段階では地域計画に参入しない農地

⑤ 耕作者名簿の作成(資料4参照)

地図に掲載する耕作者名簿に、⑥で作成する目標地図に掲載する農家の氏名、その他の情報を記載し、名簿を作成します。

※ この名簿には、目標地図に記載する農地の耕作者のみならず、将来地域内の農地を管理することになるであろうと想定される方も含めて記載いただきます。

⑥ 目標地図の作成(資料5参照)

集落内において、将来の耕作者(概ね10年後の耕作者)をイメージするための地図を作成します。

地域計画に参加する意向である農地について、将来その農地を担うであろう耕作者を想定し、送付された白地図に下記の色分けで着色します。(名簿内の今後の意向ごとに色分けされた色)

その上で、着色された部分に、⑤で作成した耕作者名簿内にて農家ごとに設定された、通し番号を記入してください。

【作成要領の例】

用意した2枚目の白地図に、耕作者の分類ごとに分けた下記の色で着色し、着色した部分に、⑤で作成する耕作者名簿内にて農家ごとに設定された、通番号を記入してください。

- 青色・・・規模拡大志向の農業者の農地
- 黄色・・・現状維持志向の農業者の農地
- 赤色・・・規模縮小志向の農業者の農地
- 茶色・・・現段階では、将来的に担う者が不明、検討中の農地（※茶色は通番号の記入不要）
- 無着色（白色）・・・現段階では地域計画に参入しない農地

⑦ 計画書の作成（資料6参照）

集落の現状や、課題に対する必要な取組みを、地域のみinnで話し合い、アンケート結果等を参考にしながら、計画書の内容を検討、作成します。

作成にあたっては、**記載例の赤字で示した項目を集落側で記入いただき**、その他の部分については、集落側から提出があった後に、市側で記載します。

※ 地域計画に記入する内容は、市役所が作成した例文(本マニュアルのP10以降)から選んだり、例文を組み合わせたたりして作成することもできます。

◀記載内容の一例▶

- ・地域における農業の将来の在り方
- ・農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ・農業者及び区域内の関係者が目標を達成するためにとるべき必要な措置
- ・地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

⑧ 協議の場の開催

「協議の場」とは？

地域農業の将来の在り方を検討するため、地域農業を担う者と市役所、農業委員会、JA、普及センターなどが参加し、話し合いを行う場です。目標地図(案)や計画書(案)の提出があった集落に対して、改めて市から連絡します。

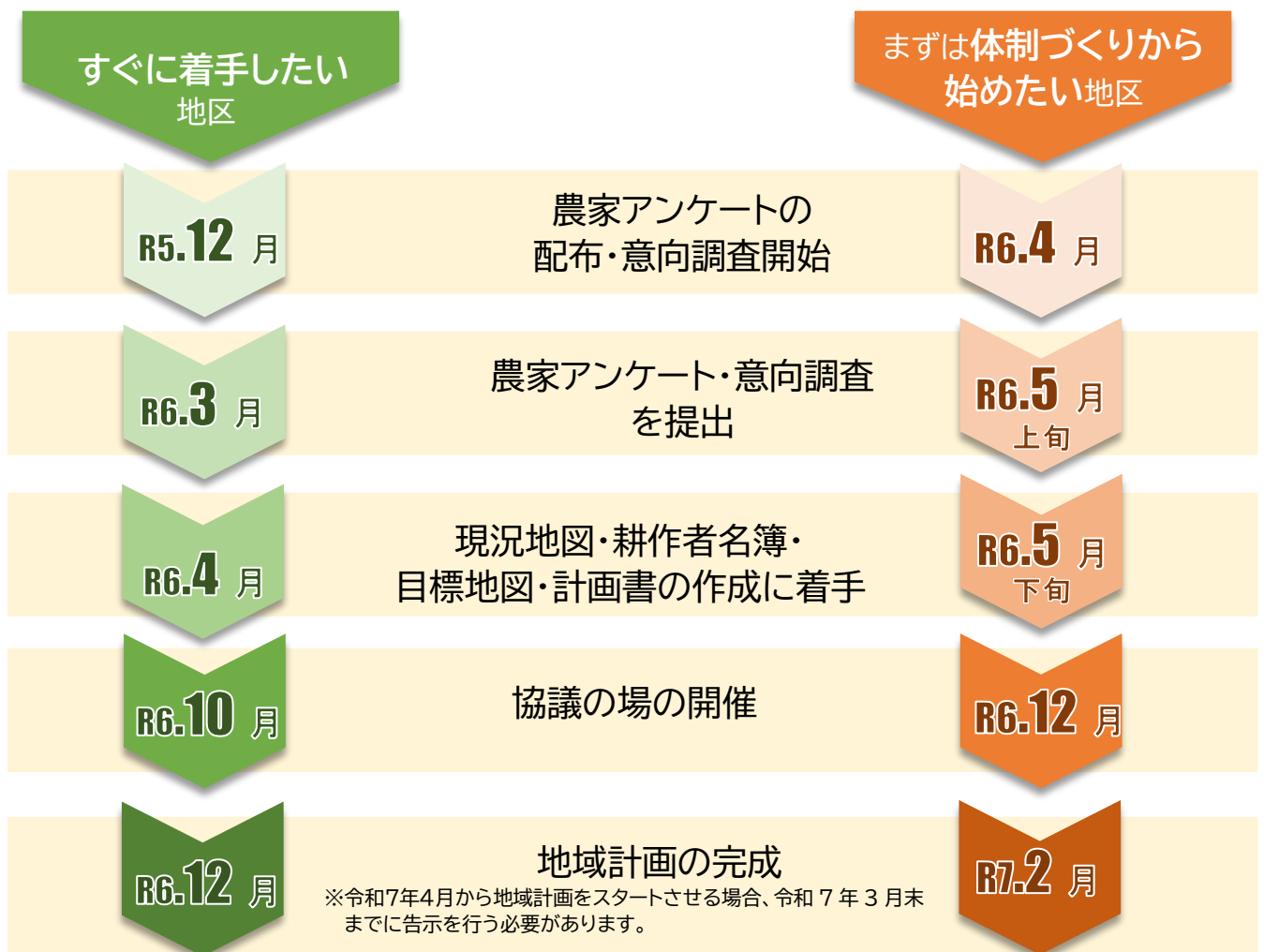
※ 目標地図(案)や計画書(案)を見ながら課題解決策を考えたり、地域の話合いが活性化できるような提案や情報共有が目的です。

⑨ 地域計画策定後も集落内で話し合い、より充実したものに仕上げていく

地域は常に同じ状態ではなく、日々変化していきます。地域の実情に応じて、地域計画は見直していく必要があります。

- ※ 一度作成した地域計画も、地域の実情に応じてその都度変更していくことが可能です。
最初から完璧な計画ではなく、作成後、随時見直しを図りながら、より良いものに近づけていくことが重要です。

地域計画作成のスケジュール



法改正に伴い制度が大きく変わります！

○農地の貸し借りについて

国の法律が変わり、令和7年4月以降は、すべての地域で利用権設定等促進事業による農地の貸し借りができなくなります。 今後は、農地中間管理機構(農地バンク)を通じた貸借権の設定による貸し借りか、農地法による貸し借りのどちらかになります。

それに伴い、農地の貸し借りの手続きにかかる時間が長くなります。

利用権設定等の方法	利用権設定等促進事業 (農業経営基盤強化促進法)	農地中間管理事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律)	農地法第3条
契約の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・相対契約 ・農用地利用集積計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地バンクを通じた契約 ・農用地利用集積等促進計画を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・相対契約 ・農業委員会の許可が必要 
適用	原則廃止 経過措置期間(R7.3.31)までは適用可能。(ただし、地域計画を策定する場合は、策定の前日まで)	継続	継続
貸借期間	50年以内	原則10年以上	50年以内
貸借期間満了後	自動的に貸付者に戻る ※両者の合意により更新又は再契約が必要	自動的に貸付者に戻る ※両者の合意により更新又は再契約が可能	賃貸借を解消するには、原則として知事の許可を要する
手続きにかかる期間	1ヶ月～1.5ヶ月	4ヶ月～5ヶ月	1ヶ月～2ヶ月

※農地中間管理事業による農地の貸し借りについて、地域計画を作成している区域と作成していない区域の場合では、作成している区域の方が、貸し借りに係る事務がスムーズに進む場合があります。

<令和7年4月以降>

利用権設定は廃止。

地域計画を策定していても、策定していなくても、すべての地域において、利用権設定の手続きが廃止。「農地中間管理事業」か、「農地法第3条」による貸し借りのどちらかになります。

<令和7年3月末まで>

利用権設定の手続きで、農地の貸し借りができる。

ただし、地域計画を策定し、公告がなされた地域については、令和7年3月末を待たずして、利用権設定は使えなくなり、「農地中間管理事業」か、「農地法第3条」による貸し借りのどちらかになります。

農地中間管理機構を通じて農地を貸し借りする場合、地域計画区域内と地域計画区域外では取扱いが変わります。

○地域計画区域内の農用地＝地域計画に参入されている農地

→目標地図又は耕作者名簿に定めた者に対して農地を貸すことになる

※それ以外の者に貸す場合は、地域計画の変更手続きが必要となる

○地域計画区域外の農用地＝地域計画に参入されていない農地

→貸付者と借受者を、自身が申し出る

○農業振興地域に係る農用地区域からの除外要件

農用地区域は、長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域であることから、原則として転用が認められません。

ただし、例外として、様々な除外要件をクリアした場合にのみ、農用地区域からの除外が認められ、転用の検討が始められます。

今回、除外要件に、「地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」が追加されたことにより、地域計画に位置付けられている農地を除外する場合には、まずは地域計画を変更した上で、当該農地を目標地図から削除するという手続きを経ることとなります。

よって、除外を検討する場合には、これまでより時間を要することとなります。

※地域計画の達成に影響を及ぼさない(目標地図に入っていない)からといって、すぐに転用が認められるわけではなく、地域計画に入っていない場合について、従来の除外要件をクリアした場合に、転用の検討ができるということです。

農林水産省 人・農地プランから地域計画へ (外部サイトへリンク)

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html



兵庫県 地域農業の将来を考える「地域計画」(外部サイトへリンク)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk04/chiikikeikaku/chiikikeikakupr.html>



地域計画に関するQ&A

Q1 地域計画って何？

A1 地域計画は、地域の農地を適切に利用できるように、地域の皆さんで話し合いを重ねて、**地域農業の将来の在り方の計画**や**10年後の農地利用の姿を示した地図**を作成するものです。

Q2 何のために作るの？

A2 地域農業については、農業者の減少や耕作放棄地の増加など、**農地が適切に利用されなくなる**ことが懸念されています。

これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を、次世代に引き継いでいくために、**現状の課題を見つめなおし**、地域の皆さまで**将来に向けた指針を確認し合う**ために作成します。

Q3 地域計画には全員参加（自身の農地を地図に入れる）しないといけないの？

A3 必ず**全員参加しないといけないわけではありません**が、将来の目標となりますので、下記のメリット等を参考に参加を検討してみてください。

地域計画は随時変更が可能ですので、途中から参加することも可能です。

Q4 地域計画を作成できなかった場合に、ペナルティはあるの？

A4 **ペナルティはありません**。

ただ、下記に記載のメリット等を受けられないというデメリットがあります。

Q5 地域計画に参加するメリットは？

A5 地域計画を策定した地域では、一定の条件を満たす担い手への**補助金メニューの拡充**などのメリットがあります。

Q6 地域計画を作成できなかった場合、転作交付金をもらえなくなるの？

A6 地域計画に参加しない、作成できないからといって、**転作の交付金がもらえなくなる**といったことは**ありません**。

ただし、地域計画は国の制度であり、随時、制度内容の変更が予想されます。

※上記 Q&A の内容は、令和5年 10 月時点の情報により作成しています。

地域計画 記載例 目次

1 地域における農業の将来の在り方	11
(2)地域農業の現状及び課題	11
(3)地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法について)	14
2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	16
(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針	16
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標	17
3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置	18
(1)農用地の集積・集団化の取組	18
(2)農地中間管理機構の活用方法	19
(3)基盤整備事業への取組	20
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	21
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	22
以下任意記載事項中の【選択した上記の取組内容】	23

1 地域における農業の将来の在り方

(2) 地域農業の現状及び課題

No.	例文
1(2) 例1	<p>当地域においては、たまねぎを中心とした露地野菜による農業経営を営む農家が多い。地域内農地については、ほ場整備事業がほぼ完成しており、優良農地について放棄田の発生はない。一方で大規模経営体は不在で兼業農家の占める割合が高く、規模拡大考えている農家数は少ない。このため、10年先を見据えた時、リタイヤする農家が増加する懸念がある。</p> <p>後継者への円滑な経営継承を進めていくとともに、農作業受託が可能なオペレーターを育成しつつ、移住者を含めた新たな担い手確保が急務であると考えている。</p>
1(2) 例2	<p>地域においては水稲と露地野菜の複合経営が中心であるが、畜産農家もいることから耕畜連携が盛んに行われている。営農組合における作業受託も相当の面積を実施しており、耕作放棄田も少ないが、農家やオペレーターの高齢化による耕作放棄田の増加が懸念されている。</p> <p>中山間地域であることから農地の維持管理に加えて獣害対策や法面の管理にも労働時間を取られることが多く、地域資源の維持管理における労働時間を削減するため、獣害防止柵の設置やラジコン草刈機の導入など、省力化を進めていく必要があると考えている。</p> <p>農業者：〇〇人（うち、50歳未満〇〇人）、他地区からの入作〇人（うち、50歳未満〇〇人） 組織：人・農地プラン検討委員会（構成員〇〇人）、農地・水環境保全隊（構成員〇〇人）</p>
1(2) 例3	<p>当地域においては水稲と露地野菜の複合経営が中心であり、認定農業者も多く優良農地について耕作放棄田はない。一方で不整形な農地や集落介在農地、低地帯については殆ど耕作されていないのが現状である。</p> <p>兼業農家では後継者が農業をしないケースが増えてきつつあり、認定農業者が借受けていくにも限界があるため、新たな担い手の確保が必要である。</p> <p>昨今の肥料価格高騰等によって畜産堆肥の導入を進めていくと同時に放棄田解消対策として、飼料用稲の作付けを推進していく必要がある。</p> <p>更に飼料用稲の作付けについては土地利用型の担い手として育成し、将来的には地区内の水稲作業を全て担う人材として位置付けることも検討していく。</p> <p>農業者：〇〇人（うち、50歳未満〇〇人）、他地区からの入作〇〇人（うち、50歳未満〇〇人） 組織：人・農地プラン検討委員会（構成員〇〇人）、農地・水環境保全隊（構成員〇〇人）</p>

No.	例 文
1(2) 例4	<p>当地域においては、水稻と露地野菜の複合経営を行っており、認定農業者をはじめとする担い手の数も比較的多く、現状では耕作放棄田は発生していないが、地区内の農地については基盤整備が行われていない農地も多く、効率的な農業ができていない経営体も多いことから、今後、未整備田において耕作放棄田が増加していくことが懸念されている。</p> <p>また、地区の三方が山に囲まれており、鳥獣被害も多数発生しており、年々、生産意欲が減退している農業者も見受けられるのが現状である。</p> <p>今後は鳥獣害対策について地域一丸となって取組むとともに、未整備田については基盤整備も検討していく必要がある。</p> <p>農業者：〇〇人（うち、50歳未満〇〇人）、他地区からの入作〇〇人（うち、50歳未満〇〇人） 組織：人・農地プラン検討委員会（構成員〇〇人）、農地・水環境保全隊（構成員〇〇人）</p>
1(2) 例5	<p>当地域においては、水稻と露地野菜の複合経営が中心であるが、小さい集落で、担い手も少なく、また農地は基盤整備ができていないことから、10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。</p> <p>農地の一町の面積も小さく、農道も狭い為、大型機械による効率化もできず、地区外からの担い手の呼び込みも難しいのが現状となっている。</p> <p>一方、地域の若手が新規就農し、地域の農地を集積しつつ、農業を始めたことから、これまでの地域の農地を今後担う者が全くいない状況は変わり、集落に少しだけ活気が出てきている。</p> <p>農業者：〇〇人（うち、50歳未満〇〇人）、他地区からの入作〇〇人（うち、50歳未満〇〇人） 組織：人・農地プラン検討委員会（構成員〇〇人）、農地・水環境保全隊（構成員〇〇人）</p>
1(2) 例6	<p>当地域においては、水稻とタマネギやレタス、キャベツなどの露地野菜、一部の農家で畜産を組み合わせた複合協営を行っている。地域内の農地は殆ど基盤整備が完了しており、現時点では耕作放棄田の発生はない。</p> <p>担い手については、比較的若く、今後10年間は問題なく耕作できる可能性が高い。一方で家族経営が多く、担い手の労働力には親世代も含まれており、年々体力的にしんどくなっているところも見受けられる。</p> <p>また、地域内の農地は法面が多く、草刈り作業を含めた地域資源の維持管理に労働力が必要であるが、多面的機能支払交付金事業にも取組んでおらず、今後は非農家も含めた地域資源の維持管理における実施体制の構築が課題となっている。</p> <p>農業者：〇〇人（うち、50歳未満〇〇人）、他地区からの入作〇〇人（うち、50歳未満〇〇人） 組織：人・農地プラン検討委員会（構成員〇〇人）、農地・水環境保全隊（構成員〇〇人）</p>

No.	例 文
1(2) 例7	<p>当地域においては、水稻とたまねぎを作付けしており、一部の農家で有機農業を行っている。</p> <p>担い手の高齢化は顕著であり、地区内農業者の平均年齢は〇歳と県内の平均年齢を上回っているのが現状で、近い将来には離農等が原因で耕作放棄田が増えることが懸念されている。</p> <p>一方で、移住して新規就農する者が増えており、現在では〇名の移住者が農地を借受けて、有機農業により少量多品目の野菜等を作付けしている。</p> <p>また、地域内の農地は法面が多く、草刈り作業を含めた地域資源の維持管理に労働力が必要であるため、引き続き、担い手として移住者を迎え入れて、新たな地区の担い手を増やしていく。</p> <p>農業者：〇〇人(うち、50歳未満〇〇人)、他地区からの入作〇〇人(うち、50歳未満〇〇人)</p> <p>組織：人・農地プラン検討委員会(構成員〇〇人)、農地・水環境保全隊(構成員〇〇人)</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法について)

No.	例文
1(3) 例1	<p>当地域においては、水稻とたまねぎがメインで慣行栽培による農業を行っている。営農組合で組合員が共同で使用する機械を所有しているが、共同化による省力化は引き続き進めていく必要がある。組合員も高齢化していることから、若手によるオペレーターの育成も進め、地区内の農作業をオペレーターに委託するシステムの構築を早急に進めていきたい。</p> <p>若い担い手の確保については、就農希望者を受け入れるため、親方農家の登録を進め、親方農家の下で2～5年間研修し、暖簾分けをすることで担い手を増やしていきたい。</p> <p>当地域は中山間地域のため、畦畔が大きく、草刈りに係る労力が大きい。担い手の確保を含め、人員の確保も重要だが、機械化による省力化も同時並行で行う。</p>
1(3) 例2	<p>当地域においては、水稻とたまねぎ、レタス、白菜、キャベツの作付けを行っている。地域の所得向上に向けて、肥料価格が高騰している中、畜産堆肥の有効活用や機械の共同化、畝立同時施肥機などを導入して低コスト化を地域全体で進めていく。水稻作については以前から集落営農組織による共同化を進めてコスト低減を図っていくことを検討しているが、集落営農の議論については継続協議となっている。</p> <p>農業従事者については、高齢化が進み、地域内の農地を地区外の農業者が耕作する農業従事者については、高齢化が進み、地域内の農地を地区外の農業者が耕作する状況が増えており、農地の集約化が一層難しくなっており、農地の賃貸借のルール作りについても他地域や県内の事例を参考にしながら検討を進めていく。</p>
1(3) 例3	<p>当地域においては、水稻とたまねぎの作付けが中心となっている。酪農家も地域内にいるため、水稻作についてはWCS用稲を作付けして飼料作物と堆肥との交換による耕畜連携を進めている。</p> <p>担い手の高齢化は進んでいるものの、地域内には集落営農組織があることで、機械の共同利用やオペレーターの作業受託により低コスト化の取組みが進んでいる。</p> <p>一方で集落営農組織に若手の参画がなく、構成員についても高齢化が進んでいくことが懸念されている。今後は集落営農組織における担い手の育成を進めると同時に、営農組合を法人化して雇用できる体制も整えていく。</p>

No.	例文
1(3) 例4	<p>水稲とたまねぎを主に作付けしているが、水稲関係の機械が壊れた段階で水稲の作付けをしない農家が増えている。当地域における水稲作付面積の平均はoha程度と小さく、個々で機械を装備しても所得向上は見込めないことから、地域内で土地利用型農業のオペレーターを育成し、地域の水稲作業は地域でまとめて行う取組みを進めていく。</p> <p>たまねぎについても高齢化が進み、機械化が必要となっているため、集落で作業受委託できる体制を構築させていく。</p>
1(3) 例5	<p>水稲と露地野菜を基本とし、露地野菜については、たまねぎ、レタス、白菜の作付けを行う。所得向上等の観点から言えば、将来的に施設園芸(トマト、苺)の施設面積を増加させ、販路については地域全体で拡大に向けて取り組んでいく。</p> <p>水稲については、個人経営で行っており、効率的かつ効果的な営農が行われていないため、今後は土地利用型農業の共同化やオペレーターの育成を進めていく。</p> <p>地域内の農地については、優良農地が多く後継者も多くいることから、円滑に経営継承させていき、放棄田とならないよう地域一体となって取り組んでいく。</p> <p>新たな担い手については、地域主導型就農定着応援プランを作成・更新しながら、市内外に当地域の就農バックアップ体制を発信して確保に努めていく。</p>
1(3) 例6	<p>当地域においては水稲と野菜が経営の中心であり、繁殖和牛農家も数件いることから耕畜連携の取組みも進んでいる。地区の農地面積は現在の担い手数で考えると適当であるが、10年後を見据えると担い手の数名が法人化に取組み、労働者を雇用して農業経営を行う必要がある。</p> <p>また、地域資源の維持管理については、早急に多面的支払交付金事業に取り組むため、話し合いを加速させる必要がある。</p>
1(3) 例7	<p>当地域においては、水稲と露地野菜がメインで慣行栽培による農業を行っている。畜産農家数件と連携して、水稲部門ではWCS用稲の取組みが進んでいる。</p> <p>WCS用稲やSGS用稲は家畜の飼料として生産量の増加と共に、繁殖和牛や酪農の質向上のために高品質な飼料作物の生産を目指していく。</p> <p>肥料価格の高騰が経営を圧迫している中、畜産農家において生産される堆肥を有効に活用するため、耕畜連携の推進を図っていく。</p>
1(3) 例8	<p>当地域においては、水稲とたまねぎがメインで慣行栽培による農業を行っている。10年後には担い手は3名まで減少していると考えられるため、農地の利用のあり方や農道や水路、畔などをどのようにして管理していくかも考える必要がある。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

No.	例文
2(1) 例1	農地の集積・集約化の対象となるのは認定農業者及び50歳以下の若手農家とし、それら担い手が耕作できなくなった場合は、優良農地を耕作放棄田としないように当該農地の近隣農家が管理を行う。
2(1) 例2	10年後の担い手は3名であるので、10年後に向けてその3名に農地を集積・集約していく。
2(1) 例3	地域農業を担う者の高齢化が進んでいることから、農業後継者に経営を移譲した経営体や移住による新規就農者などが現れたら優先的に農地を集積していく。
2(1) 例4	営農組合を中心に貸し出せる農地を整理して、目標地図の更新を図りながら効率的な農用地の活用を図る。
2(1) 例5	現状は地域の担い手及び集落営農組織による計画的な農用地の利用ができていく。一方で山際など耕作不便な農地については、今後、露地野菜から資料作物への移行を進めていく。
2(1) 例6	アンケート調査の結果、現時点では耕作放棄田はないが、10年後には規模縮小の意向を示している農家が〇軒あるため、〇〇ha程度、マッチングを進めていく。
2(1) 例7	10年後を目標に水稲作とたまねぎの機械共同化を進め、共同作業が進んでいけば10年後～15年後にかけて集落営農組織を法人化という議論が出てくる可能性もあるため、地域で継続して法人化の勉強会などを開催していく。
2(1) 例8	優良農地については、現在の担い手で100%カバーできているが、今後10年後に離農や規模縮小の意向を示している農家が〇軒あるため、〇〇ha程度、マッチングを進めていく必要がある。隣接する担い手が農地バンクを経由して借受けすることとする。

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

No.	例文
2(3) 例1	農業者個々に集団化していくことはせず、より効率的な営農が可能な稲作と飼料作物について集落営農組織が作業を担うこととする。
2(3) 例2	担い手の大規模化や大規模農家を育成することも重要であるが、当地域ではその方向性は難しい。一方で、水稲作の作業工程の共同化、たまねぎの共同化で可能な範囲で低コスト化を進めていく。
2(3) 例3	農地を貸付ける場合は、極力、貸付農地の隣を耕作する者に預け、少しずつ集団化を進める
2(3) 例4	基盤整備が行われていない現状では、耕作可能な農地から耕作放棄田が出ないように、担い手に集積していく。
2(3) 例5	10年後には担い手3名に80%以上の農地の集積・集約を目指す。
2(3) 例6	当地域については、兼業農家や定年帰農農家も多く、また中山間であることから大きな面積を集約するような経営体はいないことから、空き農地があれば極力、隣接で耕作する農家はその農地を担うこととする。
2(3) 例7	借受ける農地は極力、現在耕作している農地と隣接している農地の耕作者が借受けながら団地面積を拡大していく。 一方で、露地野菜がメインの当地域では団地面積の大きさが効率的な農業に繋がるわけでもないことから、引き続き、田主単位での集団化を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組

No.	例文
3(1) 例1	担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ないなか、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
3(1) 例2	地域計画の見直しを毎年行う上で、農地を手放す農家がいた場合は、隣接する耕作者に農地中間管理機構を通じて貸付けを行い、集団化を進めていく旨周知していき、地域のルールとしていく。
3(1) 例3	10年後を目標に水稲作とたまねぎの機械共同化を進め、共同作業が進んでいけば10年後～15年後にかけて集落営農組織の法人化という議論が出てくる可能性もあるため、地域で継続して法人化の勉強会などを開催していく。
3(1) 例4	地域内農地については、原則、地域の担い手が優先的に借受け、効率的な農業経営ができるよう努める。 また空き農地は極力、隣接で耕作する者が借受けることができるよう努める。
3(1) 例5	慣行栽培・有機栽培のエリアを明確化し、そのエリアの範囲で農地の集積・集約化を進めていく。
3(1) 例6	現在の担い手にほぼ農地は集積できており、小規模農家から農地の賃貸借の意向があれば、当該農地の隣接地を耕作している農家が借受ける。
3(1) 例7	基盤整備が行われていない現状では耕作可能な農地から耕作放棄田がでないよう、担い手に集積していく。将来的に基盤整備が実施された時は担い手に集積及び集約を行う。
3(1) 例8	目標地図に記載のとおり、10年後に向けて3名の担い手に集積・集約化を進めていく。 10年到達する前にリタイヤする農家がいれば、目標地図に基づき、担い手に農地を集積・集約する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

No.	例文
3(2) 例1	利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
3(2) 例2	法改正に伴い、利用権設定の期間満了となった農地から農地中間管理機構へ農地を預けていく。
3(2) 例3	地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。(現在利用権設定されている農地は、期間満了を待ってから農地中間管理機構を活用することとする。)
3(2) 例4	利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
3(2) 例5	地域計画策定後は農地中間管理機構に移行する。農地中間管理機構は手続き期間が半年にわたるため、農閑期である7月8月に次年度以降の農地利用について話し合い、その結果を基に農地中間管理機構に農地を預け、担い手へ又貸しする。
3(2) 例6	利用権設定が令和6年度末で農地中間管理機構に統合されるため、令和6年度の7月～8月までに地域全体で農地の貸し借りの整理(一旦形式的に解約などを行う)して地域内の賃貸借が発生する農地を全て同時期に農地中間管理機構に預けて転貸を行う。
3(2) 例7	利用権設定されている農地の期間満了後に地域全体で見直しをして、有機農業エリア・慣行農業エリアごとに集積・集約化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組

No.	例文
3(3) 例1	地域内は殆どがほ場整備されていないため、ほ場整備事業を実施したいが、複数集落がまとまる必要があるため、現時点では話が進んでいない。
3(3) 例2	地域内の農地については、ほぼ基盤整備が完了している。
3(3) 例3	地域内では基盤整備が出来ておらず、高齢化も進んでおり負担金ゼロの基盤整備が出来るのであれば、取り組むことも考えていきたい。
3(3) 例4	現状は基盤整備ができていないことから、地域計画現状地図と目標地図を作成する過程で話し合いを行い、地区の基盤整備について前向きに進めていく。話し合いがまとまった段階で地区内の農地を全て農地中間管理機構に貸付け、負担金ゼロの基盤整備を実施する準備を行う。
3(3) 例5	基盤整備は実施済。大区画化(基盤再整備)については現在のところ、予定はしていない。一方で、当地域の内、A区域の基盤整備は実施後、かなりの期間を経過していることもあり、パイプラインの老朽化による不具合が発生している。
3(3) 例6	地域内の殆どは基盤整備済であり、更なる大区画化の予定もない。
3(3) 例7	地域内の殆どは基盤整備済であるが、一部未整備田が存在する。未整備田のエリアは隣の集落と一体的に基盤整備を行う必要があるため、地域を超えた話し合いが今後必要となるが、地域の中でも10%程度の農家しか該当しないため、当地域が主体となって話を進めるのは困難である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

No.	例 文
3(4) 例1	<p>当地域については、専業農家が少なく兼業農家が多い。たまねぎの栽培を希望するサラリーマンがいれば、積極的に地域営農に組み込んでいく。また、機械の共同化を進め、集落営農組織の法人化の気運が高まれば進めていく。</p>
3(4) 例2	<p>当地域では昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、兼業農家において円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取組む。</p>
3(4) 例3	<p>WCS用稲やSGS用稲の生産を担う土地利用型農業の担い手を育成する。</p>
3(4) 例4	<p>有機農業の先輩は多くいるので、有機農業志向の移住者を積極的に受け入れていく。また慣行農業志向の方については、研修期間が概ね2年以上ある者のみ当地域で受け入れていく。</p>
3(4) 例5	<p>地域主導型就農定着・応援プランを活用し、外部から人材を受入れ、地域内の親方農家に雇用就農させる。 集落介在農地を活用して家庭菜園をやりたいと希望する者を就農させ、地域資源保全活動の担い手として確保する。</p>
3(4) 例6	<p>他地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。</p>
3(4) 例7	<p>当地域の後継者の殆どは農業をやらないことが想定されており、地域内の親方農家の下で研修し、独立をさせて担い手を増加させる取組みを行い、担い手の確保・育成を進めていく。</p>
3(4) 例8	<p>新規就農者は5年後には法人化する計画となっており、雇用就農者も地域内農地を担う者として位置付けたい。</p>

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

No.	例文
3(5) 例1	土地利用型の担い手が増えてくれば、地域内の水稲作は全てそれら担い手に作業委託を行い、露地野菜の担い手は野菜作に集中する。
3(5) 例2	集落営農組織に若い担い手がもっと参画すれば、地域内のみならず、地域外の農作業についても受託していく。
3(5) 例3	現在のところ、水稲については外部の農作業受託組織にWCS用稲の作業委託をお願いしている。
3(5) 例4	WCS用稲については地元の畜産農家のみならず、地域内で農作業受託組織を育成していき、面積を拡大させる

(※) 以下任意記載事項中の【選択した上記の取組内容】

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)				
<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				

① 鳥獣被害防止対策

No.	例文
① 例1	<p>地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。</p>
① 例2	<p>鳥獣被害対策として、シカやイノシシの潜み場とならないよう耕作放棄地の草刈りと、寄せ付ける要因となる野菜くずを放置しないことを集落内で徹底している。また、集落の被害状況を確認し、被害が多い山林の境界に防護柵を整備した。整備後、定期的に集落で点検を実施しているが、老朽化や破損箇所が散見されるため、修繕や補強を進める。</p> <p>捕獲については、集落内在住の免許取得者を中心に進めているが、檻の数をさらに増やしていく必要がある。免許取得者だけでは負担が大きいため、日頃の点検作業は近隣住民もサポートする集落の体制づくりを進める。</p>
① 例3	<p>地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。</p>
① 例4	<p>近年、頻繁にイノシシが出没するため、地域において対策を検討する。</p>
① 例5	<p>地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。</p>

② 有機・減農薬・現肥料

No.	例文
② 例1	移住者が耕作放棄田を積極的に活用し、有機農業で農地を復元させた。引き続き、こうした農業者を確保するため、〇〇と連携して地域活性化を行い、地域の情報を積極的に発信して有機農業者を増やしていく。
② 例2	耕畜連携を地区内で推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用して減肥料の取組みを進める。
② 例3	〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
② 例4	減肥料の取組みとして、牛糞堆肥の活用を行うため、堆肥と飼料作物の交換を進める。今後、水田においてWCS用稲の作付け面積を増加させ、耕畜連携を進めていく。

③ スマート農業

No.	例文
③ 例1	基盤整備が完了すれば、スマート農業に取り組みたいと考えているため、事前にスマート農業関係の調査を進める。
③ 例2	スマート農業については、現在取組みはないものの、将来的には必要であるため、地域内の担い手にモデル経営体となってもらい、実証しながら地域に拡大していく。

④ 輸出

No.	例文
④ 例1	販路については、JAや農家個々で独自販路を持っているが、国が輸出に力を入れていることもあり、可能であれば検討していく。

⑤ 果樹等

No.	例文
⑤ 例1	果樹法人が地域に入っているが、地域の行事にはあまり参加しない。地域のルールを徹底してもらおうよう話し合いを続ける必要がある。
⑤ 例2	現在も多くの果樹が地域内で生産され、簡易な加工場もあることから、ジャムなど加工品生産も行いながら地域の一体感を醸成し、農業に関わっていく人口を維持していく。

⑥ 燃料・資源作物等

No.	例文
⑥ 例1	トウモロコシやなたね等の燃料、資源作物等を栽培し、バイオマス燃料やその他循環資源の生成を通して、環境に配慮した取組みを進める。

⑦ 保全・管理棟

No.	例文
⑦ 例1	畦畔の草刈りや、水路掃除、ため池の管理など地元住民が少なくなってくる中で、地区の取決めを共有する必要がある
⑦ 例2	基盤整備ができていない現状では優良農地の耕作放棄も考えられるため、そうした農地には雑草による病害を防ぐため、地域の有志で保全・管理を行う体制を構築する。

⑧ 農業用施設

No.	例文
⑧ 例1	離農したものが使っていた農業用機械や施設などは地域において情報を管理し、就農希望者が現れた場合に利活用できる体制を構築していく。
⑧ 例2	担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮のうえ、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
⑧ 例3	10年後に向けた機械の共同化を進めていく上で、農業用機械を格納する場所、倉庫の建設が必要となってくるため、気運が高まれば補助事業を活用して進めていく。

⑨ その他

No.	例 文
⑨ 例1	兵庫県の制度である「地域主導型就農・定着応援プラン」について。⑧農業用施設の内容を盛り込んだプランの作成を進めていく。
⑨ 例2	⑨機械の共同利用化を進めながら、地域内で議論を重ね、集落営農の法人化を進めていく。